

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議
開 催 日 時	平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日 (火) 1 6 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分まで
開 催 場 所	別館 4 階 特別会議室
出 席 者	安藤座長・佐賀枝委員・今西委員・田尾委員・高橋委員・ 岸本委員・清水委員
欠 席 者	なし
案 件 名	案件 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考 基準（案）について 案件 2 選考方法（案）について 報告 1 今後のスケジュールについて
提出された資料等の 名 称	次第・資料 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員 配席表・資料 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項・ 資料 3 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテー ションについて（関係書類一式）・資料 4 枚方市立保育所民営化 に係る運営法人選考会議選考基準（案）・資料 5 選考審査の手順 について・資料 6 枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選考会 議選考審査表＜仮審査表＞（案）・資料 7 枚方市立保育所民営化 にかかる運営法人選考会議選考審査集計表＜例＞・資料 8 今後の スケジュール
決 定 事 項	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準及び、選 考方法について確認した。
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	枚方市情報公開条例第 6 条第 3 号、6 号に規定する非公開情報が 含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	非公開
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部子育て支援室

審 議 内 容

座 長：定刻となりましたので、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議を始めます。
なお、本日の会議は、概ね２時間程度を予定していますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から本日の会議について説明をお願いします。

事務局：初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員７人で構成され、本日は委員７人全員出席されておられますので、本会議が成立をしていることをご報告いたします。

続きまして、本日の配布資料についてご説明いたします。

まず、次第でございます。

資料１ 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員配席表でございます。

資料２ 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項でございます。

資料３ 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（関係書類一式）でございます。

資料４ 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（案）でございます。

資料５ 選考審査の手順について（案）でございます。

資料６ 枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選考会議選考審査表＜仮審査表＞（案）でございます。

資料７ 枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選考会議選考審査集計表＜例＞でございます。

資料８ 今後のスケジュールでございます。

以上でございます。

なお、本日の資料の４から７につきましては、選考に関する情報が含まれておりますので、会議終了後、事務局の方でフラットファイルに綴じて保管させていただきますので、会議終了後はフラットファイルと書類を机の上に置いたままにさせていただきますようお願いします。

続いて、本日の案件につきまして次第に従ってご説明いたします。

案件１といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（案）について。

案件２といたしまして、選考方法（案）について。

最後に、報告事項といたしまして、今後のスケジュールについて、以上でございます。

座 長：ありがとうございます。

それでは、事務局から案件１「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（案）について」説明をお願いします。

事務局：選考基準（案）のご説明の前に、前回ご審議いただきました募集要項と関係書類についてご説明いたします。

それでは、資料２「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」について、ご説明いたします。お手元の資料２をご覧ください。前回の会議で皆様からのご意見を踏まえた修正と具体の日程を記載したものでございます。資料の中で、修正箇所を網かけしておりますので、ご報告します。

まず、２ページをご覧ください。⑦『危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること』と表現の修正を行いました。

次に、４ページをご覧ください。(12) ③『園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること』と地域を追加しました。

次に、５（１）配布日時：平成２３年１０月７日（金）から１１月１１日（金）までの約１ヶ月とし、先週の金曜日から募集を開始させていただきました。なお、前回より募集期間を延ばしております。

次に、６申込の受付日は、平成２３年１１月７日（月）から１１月１１日（金）までの約１週間としています。

次に、５ページ、８説明会及び現地見学会の日程は、１０月１６日（日）とし、事前申し込みの締め切りを１０月１４日（金）としています。なお、現時点での申し込みは１件でございます。

次に、９募集に係る質問等の締切日を１０月２１日（金）までとし、回答は１０月２８日（金）までに市ホームページで随時公開していきます。

資料２の修正箇所は以上になります。続きまして、資料３をご覧ください。※３の下に提出書類の注意書きがありますが、その中に「追加で」という表現を入れて、表現を修正しました。

次に、Ⅱプレゼンテーションの参加人数の説明文として、『プレゼンテーションの出席者は３名以内とします。また、施設長予定者は必ず出席してください。』と追加しました。

次に、裏面をご覧ください。Ⅲ選考基準については、選考後に市ホームページで公表することに修正しました。さらに、要項の内容にあわせて提出期限を修正し、提出部数の項目を追加しました。

続きまして、様式４の６ページをご覧ください。(2) のタイトルの表現を要項にあわせて修正するとともに、様式９の８ページにつきましても、先ほどの様式４の修正と同様の内容に修正しています。

続きまして、本日の案件であります選考基準（案）について、ご説明いたします。資料４「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（案）」をご覧ください。選考基準といたしまして、募集要項の内容を大きな事項として１から７に括り、整理しております。１．応募法人の経営等に関する事項。２．保育所運営に関する事項。３．保育内容等に関する事項。４．職員体制に関する事項。５．引継ぎに関する

事項。6. 保護者への対応に関する事項。7. 保育所整備に関する事項です。この括りの中に、それぞれ募集要項の内容に応じて事項を設けております。この事項については 46 項目あり、左側に番号をつけております。その次の列は、募集要項の関連する番号を示しています。例えば、資料 2 の 2 ページをご覧ください。4. 応募資格及び条件の各項目の番号をこの中表示していますので、ご確認いただくときの目次代わりに使っていただければと考えています。募集要項の内容は、概ね関連する番号を付けています。

引き続き資料 2 の 2 ページをご覧ください。まず、(8) ⑤ 施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。つづいて、4 ページをご覧ください。(12) ② 卒園製作で保育所内に設置されている記念物を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。⑧ 家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。これらは、応募により法人の考えを求めるというより、決定した法人と協定書等で約束する項目と考えています。また、⑥ 保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。以上の 4 つの項目は、資料 4 の選考基準の中にはありません。

それでは、資料 4 をご覧ください。続きまして、次の欄は、確認書類等です。確認していただく内容がどの書類に示されているのかを表示しています。先ほどの要項番号と同様に、目次として使用してください。なお、中には、27 番のように、書類の他に、プレゼンテーションとあわせて確認していただく項目もあります。次の欄は、事項区分です。これは、各項目が確認事項であるか提案事項であるかを表しています。この確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項は要項の中で、『保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。』と言ったように、「〇〇すること」といった条件付けをしている項目です。その条件を満たしているかを確認していただく必要があるため確認事項としています。もう一方の提案事項は、『ニーズがあれば午後 7 時を超える延長保育の実施を検討すること。』など法人に検討を促し、法人の考え、ここでは提案を聞くような項目が該当します。なお、どれが確認事項で、どれが提案事項なのかは、後ほど一つずつ説明しますので、その中でご確認していただければと思います。

続きましては、「確認する内容」の欄です。審査するときのポイントを要項の内容に基づいて表示しています。最後に配点の欄でございます。なお、配点は、2、1、0 を基本に採点していただきます。採点につきましては、2 ページ一番下の囲みにあります「採点にかかる注意事項」をご覧ください。確認事項を満たしている場合は、1 点としています。確認事項を上回る場合は、2 点としています。確認事項を下回る場合（基準を満たしていない場合）は 0 点としています。そのため、確認事項では 1 点を標準としています。

ただし番号 4 については、保育所整備資金や運転資金の項目ですが、保育室を整備してもらう必要がありますので、ここは重要な項目であり、ここだけ点数が 3 倍になっております。

また、1 点のみの表示している項目があります。これは、必須事項としています。

そのため必ず実施していただかないといけない項目となりますので、実施することが確認できれば1点の評価ということになります。例えば、番号7で定員が90人になっているかどうか、あるいは番号9で開所時間が7時から19時となっているか等が該当します。

次に、提案事項の採点は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点としています。また、提案事項につきましては基本的に0点を標準としております。なお、提案事項は全部で9項目あります。また、配点欄全体を見ていただきたいのですが、各項目で基準となる点数に網かけをしています。例えば、確認事項では1点に、提案事項では0点に網かけをしています。

次に、採点に際しては、確認書類等の欄にお示ししています様式等の内容でご確認後、採点をしていただきますが、仮に書類で確認できない場合がありましたら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーション審査時に確認ということになります。

次に、2ページ一番下をご覧ください。配点については、満点の場合は94点ということになりますが、94点というのがわかりにくいというところもありますので、最後に公表する際には、満点を100%に換算するという形を考えております。例えば、1番の応募法人の経営等に関する事項。この項目だけでは満点だと12点になりますが、これを100%換算するとこの部分の項目は12.8%ということになります。

次に、その下になりますが、仮に確認事項はすべて満たしている、この場合すべて1点であった。けれども提案事項で提案がなく加点が0点の場合は合計で41点となります。この場合、100%に置き換えると43.6%となります。それでは、この選考基準案を募集要項と照らし合わせながら、1番から順にご説明していきます。なお、お手数をおかけしますが、ここからは、募集要項と様式の方もあわせてご覧ください。資料4の選考基準の1番ですが、募集要項では、2ページの4(1)枚方市内において、平成23年10月1日現在、児童福祉法第7条に規定する保育所を引き続き10年以上運営している社会福祉法人であることとしており、確認書類としては様式1と様式3を見ていただくことになります。この項目の確認事項としては、設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。申請時において保育所運営実績10年以上あるか。それを様式3に書いてある内容で確認をしていただくこととなります。様式3に経営方針について記載する項目がありますので、この内容の確認をしていただきます。確認する内容に示しているよう、設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。さらに申請時において保育所運営実績10年以上あるか。なお、この実績が10年以上につきましては、様式の1のところに記載してもらいますが、応募の絶対的な条件ですので、事前に事務局で確認をしていきます。そうした内容の確認が済みましたら、採点として確認内容を満たしている場合は1点。記載されている内容がより「いい」ということでしたら2点。内容的にどうかということであれば0点という評価をしていただくことになります。

次に、2番ですが、募集要項では、4(5)『枚方市の保育行政をよく理解し、積極

的に協力を行うこと。』の項目で、この事業が公立保育所の民営化であるということから、前半の「枚方市の保育行政を良く理解し」という部分に対し、確認書類としては、様式2で確認していただくことになります。応募の動機・目的と言う部分ですが、ここでは応募の動機や目的を具体的に記入することとなっております。この中の確認事項ですが、応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえて示されているかということを確認していただくことになります。

次に、3番ですが、募集要項では4（2）で『経営基盤及び社会的信望を有していること。』の項目で、確認書類としては、様式6などになりますが、様式6は資金計画書となっております。保育室の整備に係る資金計画及び4月の運転資金の調達方法など保育所運営にかかる資金計画について具体的に記入することになります。この中の確認項目として確認する内容は、過去3年間の経営状態が安定しているかを確認していただきます。この項目につきましては、この資金計画書だけではなく、添付書類として提出を求めています法人の財産目録、貸借対照表、決算書及び予算書といった資料も見えていただきながら、内容の評価を行うということにしております。この部分については専門的な知識が必要となりますので、この部分では、委員のご意見をお聞きしながら、評価していただければと思います。

次に、4番ですが、募集要項や確認書類については、3番と同様にしております。その中で、確認する内容としては、保育室の整備資金が確保できているか。保育所運営のための運転資金が確保できているかを確認していただきます。また、3倍の得点とさせていただきます。今回の民営化の大きな部分といたしまして、定員増に向けて保育室を新たに整備していただかないといけませんので、法人に整備するだけの資金力があるかどうか大きな部分としてあります。いくら保育内容が優れていても資金がなければ保育室を整備できませんので、資金がきちんと確保できるかどうかについて評価していただきます。

次に、5番ですが、様式4の1ページをご覧ください。全てに関わる大きな事項として、4（1）保育理念についての記載事項になります。ここでは保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ適切なものとなっているかについて評価していただきます。

次に、6番ですが、募集要項では4（4）となっており、確認書類としては、様式3に戻っていただき保育所運営方針についての記載内容を確認していただき、保育所運営方針が保育所設置目的、民営化に伴うものであることを踏まえ適切なものとなっているかを確認していただきます。

次に、7番ですが、募集要項の4（8）①定員を90人とすること。ただし、平成26年4月1日までに、120人定員となっているか。この確認は様式4の1ページ1（2）保育所定員についてで確認していただきます。これは絶対的な条件ですので、1点のみの評価とさせていただきます。そのため、これがなければ1点の評価はつかないということになります。

次に、8番ですが、提案事項としています。提案内容の部分では0・1・2歳の低年齢のところで、定員の4割を超えるとともに地域の待機児童等の動向を踏まえた設

定となっているかというところを評価していただきます。提案がなければ0点。中身によってプラス1、プラス2という形にさせていただいております。最近の保育需要としては、低年齢児の入所希望が非常に増えてきておりますので1歳・2歳が待機でなかなか入りにくいという状況もございますので、そういった状況も一定踏まえた提案がされているかを評価していただきます。

次に、9番ですが、募集要項4(8)②で示しています開所時間が午前7時から午後7時までの現行の開所時間を維持することまでが確認事項で、様式4-1(3)開所時間についてご確認ください。さらに、要項では、ニーズがあれば19時を超える延長保育が提案されているかとしていますので、これは次の10番で提案事項としています。同じ様式4-1(3)にその旨が記載されていることが確認できれば、加点の評価をしていただきます。

次に、11番ですが、これは募集要項の4(8)③で保育所休所日は日・祝・年末年始のみとしています。これは様式4-1(4)保育所休所日についてのところで確認をしていただきます。この保育所休所日につきましても絶対的な条件ですので1点のみの評価とさせていただいております。

次に12番の部分ですが、募集要項の4(8)④の災害共済給付制度の加入についてです。確認書類は様式4の2ページ1(5)保険制度への加入についてで、確認内容としたしましては独立行政法人スポーツ振興センター給付制度に加入を予定しているかということになります。

次に、13番ですが、募集要項の4(8)⑦の危機管理体制及び安全確保の体制についての項目ですが、この確認は様式4-1(6)危機管理体制及び安全対策についてを使用し、確認内容としたしましては、災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているかを確認していただきます。

次に、14、15番ですが、募集要項では、3ページの4(10)5、及び4ページの(12)3に係るもので、確認書類は、様式4の5ページ4(5)苦情対応についてのところで、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか。苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているかについて、それぞれ確認をしていただきます。

次に、16番ですが、募集要項の4(3)の法令、通知などの遵守に関連しての項目で、この確認には、提出書類の15に、平成23年度以前の直近で行われた大阪府法人指導課の現地監査の結果及びそれに対する回答文書の写しを求めています。確認内容としたしましては、大阪府の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているかどうかについて確認していただきます。

次に3つ目の保育内容等に関する事項に入ります。17番ですが、募集要項では2ページの4(9)①保育内容については保育所保育指針を基本とし、保育所保育課程、指導計画を作成し実施することとしておりますが、この確認には、様式4-2ページの2(1)保育内容についてを使用して、確認内容としたしましては、保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているかという点を確認いたします。あわせてその様式の中で、下の18番、子どもの状況や発達過程を踏まえ、

創意工夫を行っているかという内容が提案されているかを評価していただきます。

次に、19 番、20 番ですが、これは募集要項 4 (9) ②障害児保育を実施することについてです。この確認には、様式 4-2 (2) 障害児保育についてを使用して、確認内容としては、障害児保育に取り組んでいるかという点を確認していただき、あわせて、提案事業として、障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているかを評価していただきます。

次に、21 番ですが、募集要項 4 (9) ③食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと、この確認は様式 4-2 (3) の食物アレルギーについてを使用し、確認内容としては、アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているかということを確認していただきます。

次に、22 番ですが、募集要項 4 (9) ④の健康診断については、内科検診、ぎょう虫検査及び尿検査を年 2 回、歯科検診を年 1 回実施することとしています。この確認も様式 4 の 3 ページ 2 (4) の健康診断についてを使用し、確認内容といたしましては、内科検診、ぎょう虫、尿検査が年 2 回以上、歯科検診が年 1 回以上予定されているかを評価していただきます。

次に、23 番ですが、募集要項の 4 (9) ⑤で地域子育て支援事業、例えば枚方市安心子育て応援事業などですが、これを実施することです。この確認は、様式 4-2 (5) の地域子育て支援事業の実施についての記載内容でどのような事業内容の実施が予定されているかということをご確認いただきます。

次に、24 番ですが、募集要項 3 ページの 4 (9) ⑦その他、園行事、給食、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこととしていることから、様式 4-2 (8) のその他提案事項で独自の企画提案の中身を評価していただきます。

次に、25 番ですが、募集要項では 4 (9) ⑥で民営化後、概ね、1 年以内に福祉サービス第三者評価を受け保育の質の向上を図ることとしております。この確認も様式 4-2 (6) 民営化後の第三者評価についてを使用し、確認内容としては福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているかどうかを確認していただくこととなっております。これについては第三者評価を受ける予定かどうかを確認させていただくだけです、1 点のみの評価とさせていただきます。

次に、26 番ですが、募集要項の 4 (9) ⑥の先ほどの後半部分の保育の質の向上を図ることについてです。これは提案事項としています。その確認には、様式 4-2 (7) の保育の質の向上についてを使用し、職員の質の向上を図るため、職員の研修について積極的に取り組んでいるかどうかを提案内容から評価をしていただきます。

次に、4. 職員体制に関する事項でございますが、項目 27 番につきましては、募集要項の 2 ページ 4 (6) の理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有することです。この確認は、様式 7 といたしまして法人理事長の履歴書を使用します。履歴書では主に経歴を中心に記載していただきますが、これに加えて、プレゼンテーションで法人代表者と施設長予定者のプレゼンテーションがございますので、その中でも熱意、識

見等について確認をしていただきます。

次に、28 番については施設長になりますけれども、これは募集要項 4 (7) の施設長は健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意ある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置することです。この確認も先ほどと同様に、様式 7 の 2 ページ目の施設長予定者の履歴書とプレゼンテーションにおいて確認をしていただきます。

次に、29 番ですが、募集要項の 3 ページ 4 (10) 1 の保育士の配置については国基準を遵守するほか、1 歳児は児童 5 人に対して対保育士 1 人以上の配置基準とすることとしています。この確認には、様式 4 の 3 ページ 3 (1) の保育士配置についてを使用し、確認内容としては保育士配置基準は国基準を遵守し、1 歳児については 5 : 1 としているかということを確認していただきます。これについても 5 : 1 としているかどうかというだけの確認ですので、1 点のみの評価とさせていただきます。

次に、30 番ですが、これは募集要項 4 (10) 2 の保育士の年齢構成及び保育士の経験年数に配慮すること、さらに、同じ (10) 4 の小倉保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討することとしています。この確認は、様式 4 - 3 (2) 保育士の採用及び構成についてを使用し、記載内容の確認をしていただきます。

次に、31 番ですが、募集要項 4 (10) 3 の看護師を配置することです。この確認も様式 4 - 3 (3) 看護師の配置についてという項目で確認をしてもらいます。確認をする内容といたしましては看護師の配置を予定しているかということで、これも配置するかしないかということになりますので、1 点のみの評価としております。

次に、32 番ですが、先ほどと同じ募集要項の 4 (10) 3 の後半部分の病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討することです。これは提案事項です。この確認は、様式 4 - 3 (4) 体調不良児対応型についてを使用し、体調不良児対応型の実施の予定が提案されているかを評価していただきます。

次に、33 番ですが、募集要項の 4 (10) 6 の「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めることです。この確認は、様式 4 - 3 (5) の公正採用選考人権啓発推進員についてを使用し、確認内容としては、公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるかということを確認していただきます。

次に 5. 引継ぎに関する事項になります。34 番ですが、これは募集要項の 4 (11) 1 で保護者説明会の開催についての項目です。この確認は、様式 4 の 5 ページ 4 (1) 保護者説明会の開催についてを使用し、確認内容としては必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているかを確認していただきます。

次に、35 番ですが、募集要項の 4 (11) 2 で保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1 年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととしております。この確認は、様式 4 - 4 (2) 三者懇談会についてを使用し、確認内容としては、三者懇談会の設置が予定されているかを確認していただきます。

次に、36 番ですが、募集要項の 4 ページ 4 (12) 1. 保育所名については小倉の名称を残すこと、またクラス名についても現在使用しているクラス名を残すことです。この確認は様式 4 の 6 ページ 5 (1) 保育所名及びクラス名についてを使用し、確認内容としては、保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているかを確認していただきます。

次に、37 番ですが、募集要項の 3 ページの 4 (11) 3 で移管 1 年前から、施設長予定者等は、随時、小倉保育所を訪問し、保育内容等の確認を行うとともに、小倉保育所の保育士と引き継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこととしています。この確認は、様式 4 の 5 ページ 4 (3) に移管前の引継ぎについての中で、関連して同じ募集要項の (11) 4、5、6 についても関連してくる部分であり、確認内容としては 3 点ございます。1 点目は、1 年前より年中行事等の参加を予定しているか。2 点目は、共同保育期間中の職員体制が確保されているか。3 点目は、共同保育期間中に個人懇談会が予定されているかということをご確認いただき、それぞれについて採点していただきます。

次に、38 番ですが、これは募集要項の 4 (11) 7 の移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問する時は協力することという内容です。この確認は様式 4 - 4 (4) を使用し、確認内容としては、運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるかどうかを確認していただきます。

次に、39 番ですが、これは募集要項の 2 ページ 4 (4) の移管前の保育内容を引き継ぐことです。この確認には、様式はございませんが、プレゼンテーションの中で小倉の保育の引継ぎについて法人の考えを述べてもらうことにしておりますので、確認内容としては、小倉の保育を引き継ぐことについて理解し誠実に取り組もうとしているかどうかを確認していただきます。

次に、6 番目の保護者への対応に関する事項でございます。40 番ですが、これは募集要項の 4 (12) 3 の保護者及び地域に対して誠意を持って対応することです。この確認は様式 4 の 6 ページ 5 (2) 保護者及び地域への対応についてを使用し、確認内容としては、保護者及び地域への対応について誠意が感じられるかということを確認していただきます。

次に、41 番ですが、募集要項の 4 (12) 4、既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し理解を得たうえで実施することです。この確認は様式 4 - 5 (3) 保護者負担についてを使用し、確認内容としては現行より負担が増えることはないかを確認をしていただきます。

次に、42 番ですが、募集要項の 4 (12) 5 の小倉保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を希望した場合、可能な限り協力することです。この確認は、様式 4 - 5 (4) 保育所見学への協力についてを使用し、確認内容としては保護者の保育所見学に対し協力的であるかを確認していただきます。

最後に 7 番目の保育所整備計画に関する事項です。43 番ですが、募集要項の 1 ペー

ジ3. 移管条件の(3)で保育室の整備について、あわせて、2ページ4(8)6で、整備後の保育所運営については、児童福祉施設最低基準等の遵守を条件としており、この確認は、様式5-1の中で、基本的な整備計画として、配置計画と整備内容について具体的に記入してもらいますので、確認内容としては、児童福祉施設最低基準等の関係法令を順守した整備計画となっているかを確認していただきます。あわせて、44番として、同じ様式5-1の中で、提案事項として、子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているかを評価していただきます。

次に、45番、46番ですが、募集要項の4ページ(12)7の自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。また、路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じることです。まず、45番の確認は、様式4の7ページ(5)自動車での送迎に対する安全対策についてを使用し、確認内容としては、自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているかをご確認いただきます。

次に、46番は提案事項です。様式4の(6)路上駐車対策についてを使用し、提案事項として、路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げなどが提案されているかを評価していただきます。

長くなりましたが以上で説明を終わらせていただきます。

座 長：ただいま、事務局から説明がありましたが、前回、この選考会議で議論しました募集要項、提出書類等については、必要な個所を修正した上で、先週の金曜日から公表しているとの説明がありました。

次に、本日の案件であります選考基準(案)について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

委 員：一つよくわからないのですが、公正採用選考人権啓発推進員というのはどういうものでしょうか。

事務局：これは、いわゆる就職差別をしないために大阪府が実施しております講習を受講していただき、受講した方が推進員となるわけですが、その人のみならずそういった方が職場の職員にも研修をすることによって就職差別をしない意識を高めるという目的で設置されているものです。

委 員：そうすると、保育士さんなどがそういう資格を持っているということですか。

事務局：主には園長等、管理職員が受講していることが多いです。もちろん主任保育士などが受けても構わないのですが、多くは職員を採用する立場にある方が受けることが多

いと思います。

委 員：具体的には保育所では資格を持った方が大体おられるわけですか。

事務局：そうですね、前回の募集では2法人だったのですが、いずれも資格を持った方を置いておられましたし、多くの保育所ではこういった推進員を置くようにされておられます。これは大阪府の指導監査の中の一つの指導事項にもなっていますので、概ねどこも取り組んでおられます。

座 長：他にございませんか。

委 員：共同保育というのは、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。

事務局：共同保育という言葉が正しいのかどうかはわかりませんが、民営化にあたっての引き継ぎのためにこういう言い方をさせていただいています。これについては、引き継ぎといっても色々ありますが、小倉保育所では今現在0歳児から5歳児までの保育を行っているわけですが、それぞれのクラスでどのような保育を行っているのかということを引き受ける法人の職員、具体的には民営化後はそのクラスの担任になる職員に民営化前に来ていただいて一緒に保育の現場に入っただき、どういうふうに保育に取り組んでいるのか、一緒に行ってもらおうということです。

委 員：すると3ヶ月間は今まで保育していた人と、新しく保育をする人が一緒に保育をするということですか。

事務局：そうです。

座 長：他にございませんか。

委 員：43番ですけども、児童福祉施設最低基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか、ということで確認書類が様式5-1となっているのですが、私もそうですがこういう最低基準などの法令には明るくないので様式5をみただけではわからないと思うんですが、こういう法令を順守しているかどうかということについては事務局でチェックをしていただけるということでしょうか。

事務局：そうですね、一つは最低基準の大きな部分としては部屋の広さをどれぐらいで整備を予定しているか、その部屋で子どもを何人まで保育をしようとしているのかということで子ども一人当たりの面積が決まってくるわけですが、そういった確認であるとか、あるいは避難経路が確保されているのか、構造的に耐火建築物であるのかどうか

といったいくつかの要素があるんですけども、これらについては事務局も一定確認をしまして補足的な説明はさせていただこうと思っております。

委員：よくわかりました。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：8番に0, 1, 2歳で定員の4割を超えるとともに書いてありますが、これは以前、私たちは説明会のときにどういう感じの人数割になるのかという資料をいただいているのですが、私たちはそれを基に考えてもいいのでしょうか。

事務局：そうですね、保護者説明会のときにお渡しさせていただいたのは、一つのシミュレーションとして、増築の部屋を1歳児が使用するような形でシミュレーションをさせていただいたのですが、例えば法人さんが提案でこういう方法で保育をしますというものを見ていただいて、もっといい提案が出てくるかもしれませんので、市がお示ししたシミュレーションにこだわらず、複数の提案があれば比べていただいて、いいと思われるところを評価していただければと思います。

座長：他にあれば、どうぞ。

委員：多くは確認事項ですけども、確認事項についての確認項目、例えば保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか、ということで例えば記載のところで日・祝・年末年始のみとしておりますと一文で終わるような話ですね。あと、例えば第三者機関の検査を受けるか受けないかというところで、受ける予定にしておりますという記載、それで1点になるということなののでしょうか。と言いますのはそれを確認するまた別の何かがあるのでしょうか。例えば具体的には公正採用選考人について具体的な名前が載っているとか、あと他の施設について認定などを受けているかどうかについて、そういう資料の提出については特に求めているのでしょうか。

事務局：こちらの方から義務付けとして求めているわけではありませんが、これまでの法人の応募書類を見ていると、やはり今運営している施設ではこういう取り組みをしていますということは大体書いておられます。ただ今おっしゃったように、ここに書いてあるとおりの記載もありますので、それをどう評価するかということはあるかと思いますが、今例にあげられましたのがそのことをするかしないかというようなところで例をあげられましたので、ちょっとその部分では言いにくいのですが、例えば12番の（独）スポーツ振興センターの給付制度に加入を予定しているかという部分がありますが、これはいわゆる賠償責任保険のことですが、公立保育所は全てスポーツ振興センターの給付制度に入っておりますので、それは当然入ってもらわないと

いけないということを市は要項の中で言っているわけですが、さらに万が一ケガをした場合の補償に備えて別に独自で民間の賠償責任保険に加入するとか、そういうことをされる可能性もあると思いますが、その部分をただ入っているだけなら1点の評価にしかならないと思いますが、そういったいろんなリスクを想定してやっているという部分で2点という評価ができるかもしれないということはあると思いますので、今日は具体的な書類のサンプルがありませんのでなかなかイメージはしにくいと思いますが、実際には色々なことを応募法人は書いてこられます。

委員：特に確認事項になりますが、やります、そうしますということを応募のときには書いてあると。実は、実際運営する時点ではそうではなかったというようなことは万が一もないとは思いますが、一つは三者懇談の場で確認されると思いますので開始した時はそれでいいと思うんですが、それ以降また体制が変わり、状況が変わるということに対しては、具体的に今後の運営に対して市として指導していただく場合には、どのような体制になりますでしょうか。

事務局：やはり一番心配されるのはいいことばかり書いて、それで通りましたでは困りますので、まず決定した法人に関しては募集要項の内容を基本に個々の項目を網羅して協定書を結びます。この協定書によって一つ縛りをかけると、これは絶対にやってもらわなければならないという前提で運営をしてもらうことになります。ですからそれが守られていないということは協定違反となりますから、そこは市が当然指導していくという形で担保していきたいと考えております。

委員：今、協定書とおっしゃったんですが、その協定書の期限はどうなるのでしょうか。

事務局：6年です。

座長：はい、他によろしいでしょうか。今、チェックの方法について説明してもらったわけですが、書類審査の時は皆さん相当忙しいことになると思います。何者の応募があるかわかりませんが、今のご説明のとおり慎重に審査いただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。それでは概ね事務局案で了承されたかと思いますので、選考基準は事務局案とすることとして進めてまいりたいと思います。

続きまして案件2の選考方法（案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、資料5「選考審査の手順について（案）」をご覧ください。

選考審査の手順としましては、大きく3つに分けております。

1つ目は、書類審査です。2つ目は、プレゼンテーションです。最後の3つ目は、運営法人の選考になります。

それでは、1つ目の書類審査の欄をご覧ください。「提出書類」の説明になります。これは、応募のあった法人の提出書類について事務局から内容の説明を行います

次の段階としては、「選考審査表」(仮審査用)です。書類審査の段階ですが、各法人の提出書類を「選考基準」に基づき審査していただき、「選考審査表(仮審査用)」に採点を記入していただきます。「選考審査表(仮審査用)」の案として、資料6をご覧ください。左側に、選考基準の内容をその項目ごとに表示しています。右側には、法人ごとに採点欄を設け、点数に○をつけていただきます。そして、最後に、2ページの終わりに委員名をご記入いただきます。採点の途中で、不明な点等は、適宜質問をしていただき、専門分野の委員や事務局から意見や見解を述べさせていただきます。

それでは、資料5にお戻りください。次の段階として、選考審査集計表(仮集計)になります。先ほどの選考審査表(仮審査用)で採点していただいた各委員の採点を、事務局で仮集計し、委員の皆様へ配付させていただきます。例として、資料7をご覧ください。表は、先ほどの資料6を基に、右側に、各委員の採点結果を集約しています。ここでは、後ほどご説明しますが、意見交換しやすいように委員名をABCといったように伏せて表示させていただきます。そして、一番右に、その集計結果として、合計を設けています。項目数が多いため、総合計は裏面の3ページの下になります。この例の採点内容については、後ほど、説明させていただきますので、今は、全体の構成を見ていただければと思います。

それでは、資料5にお戻りください。先ほどの集計結果を基に、委員の皆様で意見交換をしていただき、必要があれば「選考審査表(仮審査用)」を修正していただきます。先に採点をしていただいたものについて、意見交換の中でこの部分を修正しようという場合や、また、プレゼンテーションまでの期間も空くことから、意見交換後、修正していただいても差し支えないよう、この様な方法をとらせていただいております。

続いて、2. プレゼンテーションについてです。プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたらプレゼンテーションの項目について採点をしていただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査時に、一定確認できなかったことや、やり取りの中で評価が変わることがあれば、それについても修正をしていただけるようにと考えております。プレゼンテーション後は、再度、書類審査と同様に事務局で仮集計を行い、その結果を基に意見交換をしていただき、意見交換が終わった後に、最後の3. 運営法人の選考の段階に移ります。

法人の選考というところで選考審査表も本審査用ということで、タイトルをかえさせていただきます、新たに最終の採点をしていただき、次の選考審査集計表の段階に移ります。これまでの選考審査集計表と同様に、本審査結果の集計表にまとめたものを配布します。その結果を基に法人を決定する訳ですが、その方法として、選考審査集計表に基づき、次の2つの条件を満たしていることを条件に法人を決定します。①各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人。例として2法人の応募があ

り、総合計が甲法人 560 点、乙法人 530 点の場合、甲法人の総合計が高いということになります。次に、②委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が「甲法人」に最も高い点をつけた、つまり甲法人を選んだ場合。ただし、総合計が同点の委員は、「甲法人」を選んだものとする。また、委員数が同数の場合も、「甲法人」を選んだものとするものとします。事例として、2 法人の応募があった場合と 3 法人からの応募があったケースを下に表で示しています。いずれの場合も甲法人を選んだ委員が最も多いので、この場合は、①と②の条件を満たしていますので、甲法人に決定となります。

なぜ、このような 2 段階の手続きを行うのかというと、資料 7 の 3 ページをご覧ください。この資料の中では、例として、2 法人の応募があり、7 人の委員で採点をしていただいた結果、総合計が 550 点で乙法人が最も高い点数になります。次に、その左横の各委員の総合計を見ていただきたいのですが、G 委員以外の 6 人は、甲法人を選んでいます。しかし、これは、あくまでも例として、かなり極端な例で作成していますが、G 委員 1 人が、このような採点を行えば、他の委員の結果より優先されることが、あり得るということを大げさな例を使って知っていただきたいと考え用意したものです。

実際には、このようなことは起こり得ないと思いますが、選考方法の制度上では可能であり、このような形で法人を決定することは避けたいと考えております。そのため、通常は資料 5 をご覧いただきたいのですが、1. 書類審査及び 2. プレゼンテーションの各仮審査後の意見交換の段階でこのようなことが起こらないよう、意見交換を行っていただければと考えています。そのため、実際には 3. 運営法人の選考の段階では、ほとんどの場合①と②の条件を満たすことになると思います。そのため、万が一の場合に備えてということで、①と②の条件を満たす場合を条件に法人を決定するという方法を提案させていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

座 長：選考方法につきましては、運営法人を選考するにあたり、選考会議として皆さんと一緒に、より客観的で公平な選考を行い、選考した法人によって安心して保育の引き継ぎを行っていただきたいと思います。そのための方法について、ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

委 員：応募法人がもし 1 法人だった場合はどういったことになるのですか。

事務局：応募法人が 1 法人であっても、要項に記載しておりますが、基準を満たしていれば選考をしていただくことになります。当然、事務局としても複数の法人に良い提案をいただいて皆さんに選んでいただきたいと思いますと考えておりますが、要項上は 1 法人であっても要件を満たしていれば選考をしていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：資料２の５ページ、１０．選考及び決定等の（４）に応募法人が１法人の場合、選考会議において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定しますとありますが、ここにいう別に定める基準点というのは今あるわけではなく、仮に１法人しか応募がなかった場合に、選考会議で選考の前に基準点を定めていただくということになります。基準点をどこに持っていくというのは、事務局としても今のところ案があるわけではないのですが、例えば少なくとも募集要項で求めていることは全部クリアしているというところから提案がないという場合に４１点になるということがあります。そこで４１点で可とするのか、それとももう少し提案も欲しい、もう少しいい保育を期待したいというところでもう少し上げていくのかということを議論していただけたらと思います。ただ、全部が２点というのも難しいので、基準を上げすぎると今度は決まらないということになりますので、そのあたりの兼ね合いというのは難しいかと思いますが、そういう形でお願いしたいと思います。

座 長：ただ今説明がありましたけど、いかがですか。

委 員：それでは今おっしゃった基準の点数というのをつくった場合に、もし２法人応募があった場合に２法人ともその基準に達しない場合はどうなるのでしょうか。

事務局：基準点をつくるのは、応募が１法人の場合のみですので、２法人になるとどちらかを選んでいただくことになります。

座 長：他に、ございませんか。

１法人の場合には、その足切り点を設定する会議というのは別にあるわけですね。

事務局：そうです。審査に入る前に時間を取れればと思っているのですが、１法人ですので全体の審査時間が短くなりますので、その時間はとれるかと思っております。

座 長：何かご質問ございませんでしょうか。

この流れ、手順について事務局案でよろしいでしょうか。それでは、選考審査の手順についてはおおむね、事務局案で了承されたかと思います。なお、次回、第３回の書類選考の前に、もう一度、皆さんと選考方法についてはご確認を行いますのでよろしくお願いします。

ここで再度、委員の皆さんにお願いしますが、本日、審議していただきました選考基準や選考方法にもとづき次回、採点を行うこととなります。現在、法人の募集を行っているところであり、本日の内容が外部に漏れることで、公平な選考の妨げになってしまいます。あわせて、委員には守秘義務が課せられていますので、くれぐれもご注意をお願いします。

それでは、事務局から、法人決定までのスケジュールについて報告をお願いします。

事務局：法人決定までのスケジュールについて、ご報告いたします。

資料8の今後のスケジュールをご覧ください。前回、皆様とご確認しました今後の会議日程と募集要項に従いまして、スケジュールを作成しております。10月の募集開始からの日程を表示していますが、募集要項でご説明しました部分は、省略させていただきます。11月11日に募集申請を締め切り書類審査に向けて準備をさせていただきます、11月18日（金）午後5時から、第3回選考会議を開催させていただきます。場所は、本日と同じ4階で、反対側の部屋になりますが、第2委員会室になります。今回は、はじめに選考審査の手順を再度ご確認いただいた後に、書類選考を行っていただきます。また、応募がありました法人1件ごとに事務局が申請書類を読み上げた後、仮審査をしていただきます。そのため、法人の数だけこの作業を行っていただきますので、多くの応募がありましたら、2時間の予定ですが、終わらない可能性があります。その場合、時間を延長させていただくか、予備日の21日に再度、続きから審査していただくか、第3回の時にお決めいただきたいと思いますと考えています。なお、募集締め切り時点で、皆様にどの法人から応募があったのかを郵送でお知らせいたします。また、募集要項に基づき、市ホームページにて締め切り後、速やかに公表させていただきます。

また、応募のあった法人と日程は調整しますが、委員の皆様の中で、法人の見学を希望される委員による見学会を11月24日、25日のどちらかだと思っています。詳細については、第3回の時にご説明します。これは希望者のみということとさせていただきます。

次に、12月18日（日）午前9時からプレゼンテーションのための第4回の選考会議を開催させていただきます。プレゼンテーションの場合、1法人あたり質疑を含めて約45分としており、応募法人の数にもよりますが、プレゼンテーションの選考会議は3時間程度必要かと思います。さらに、同じ日に選考も行っていただきますので、迅速な会議運営に努めさせていただきますが、どうしても1日ばかりになると思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。以上でスケジュールの説明を終わらせていただきます。

座長：ありがとうございました。事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、委員の皆さん、大変だとは思いますが、皆さん協力しながら、次回からの審査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、これは座長としての意見ですが、法人経理については、なかなか我々では判断できない部分、難しい部分かと思います。法人経理の分野については委員に事前に集中的に見ていただき、次回、選考会議の時に説明いただければと考えていますが、委員、事務局いかがでしょうか。

委 員：はい、結構です。

座 長：委員に事前審査を了承していただきましたので、今後、委員と日程調整を行い事前に審査をお願いいたします。

次回会議日程は、11 月 18 日（金）午後 5 時から、第 2 委員会室で行います。このことについては後日、事務局から通知がありますので、よろしくお願いします。これで、本日の案件はすべて終了しました。これで本日の会議は終了いたします。長時間ありがとうございました。